

## デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程

令和4年 8月 4日制定

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業事務局  
株式会社ジェイアール東日本企画

### (通則)

第1条 デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付要綱（20211217財中第2号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この補助金において「補助事業者」とは、第9条第1項の規定に基づく交付決定通知書の送付を受け、かつ第10条の規定に基づく申請の取り下げを行わなかった中小企業者等をいう。

2 この補助金において「中小企業者等」とは、別紙1のいずれかに該当するものをいう。

### (交付の目的)

第3条 補助金は、優れたコンセプトや魅力的な地域資源を保有しているものの輸出販路が弱く十分に海外需要を取り込めていない中小企業者等が、コロナ禍によって変化する海外需要を取り込んでいけるよう、越境EC（電子商取引）を取り入れたブランディング、プロモーション等の取組を支援パートナー又はクリエイティブパートナーと連携して行う場合に、その経費の一部を補助することにより、中小企業者等の海外への販路開拓、ブランド確立を目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第4条 株式会社ジェイアール東日本企画（以下「事務局」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、第28条に定める別紙2暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

### (補助事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、原則として、事務局が第9条第1項の規定に基づく交付決定を行った日から令和5年1月31日までとする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書に事務局が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、事務局に提出しなければならない。

ならない。

- 2 交付申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第7条 交付申請者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第15条の規定に基づく補助事業遅延等の報告、第16条の規定に基づく状況報告、第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第19条第2項の規定に基づく支払請求、第20条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の額の確定に伴う報告又は第24条第3項の規定に基づく処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行わなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第8条 事務局は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第12条第1項の規定に基づく承認、第15条の規定に基づく指示、第16条の規定に基づく報告の要求、第18条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく納付命令（第20条第3項及び第22条4項の規定において準用する場合を含む。）、第20条第2項の規定に基づく返還命令、第22条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく納付命令又は第23条第4項の規定に基づく納付命令（第24条第4項において準用する場合を含む。）又は第24条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付決定の通知）

- 第9条 事務局は、第6条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。
- 2 第6条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、原則60日とする。
  - 3 事務局は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
  - 4 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 交付申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知

を受けた日から10日以内に事務局に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

- 第11条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第12条 補助事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
- (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止し、又は他に承継させようとするとき。
- 2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

- 第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、見積もりを取得し、当該見積もりの中で、最低価格を提示した者を選定することとする。また、単価50万円(税抜)以上の契約等については、同一条件による相見積もりを取得することを原則とする。見積もり又は相見積もりを取得しない場合には、その選定理由を明らかにした理由書を備えることとする。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 事務局は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第14条 補助事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の

流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 事務局が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
  - (1) 事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額の他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が経理部門に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(遅延等の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による補助事業遅延等報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第12条の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は事務局が定めた日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第18条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条第1項に

基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。なお、報告書等の調査ができない場合等、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該補助事業等に係る金額は補助の対象とならない。

- 2 事務局は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の支払)

- 第19条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算(概算)払請求書を事務局に提出しなければならない。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに事務局に報告しなければならない。
- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 第18条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

#### (海外付加価値税に係る還付金の額の確定に伴う補助金の返還)

- 第21条 事務局は、補助事業における展示会等の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第9により速やかに事務局に報告し、その指示に従わなければならない。
  - 3 事務局は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部の返還を命じることができる。

#### (交付決定の取消し等)

- 第22条 事務局は、第12条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (5) 補助事業者が、補助事業実施期間の終了までに、第3条に規定する越境EC(電子商取引)を取り入れた取組を行わなかった場合

(6) 補助事業者が、別紙2 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第18条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第23条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第17条第1項に定める実績報告書に様式第11による取得財産等管理明細書を添付しなければならない。
- 4 事務局は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を事務局に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第24条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき事務局が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(事業化状況報告書)

- 第26条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、当該補助事業に係る過去1年間（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、過去2年間）における事業化状況報告書を、様式13により、毎会計年度終了後90日以内に事務局に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第1項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度終了後5年間保存しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づき作成することとされている事業化状況報告書については、補助事業者が自らの事業年度に基づき様式13により作成した事業化報告書をもって、当該事業化状況報告書の作成に代えることができる。この場合において、第1項の「補助事業の完了した日」は「補助事業の採択の公表日」と、前2項の「会計年度」は「補助事業者の事業年度」と読み替えるものとする。

(産業財産権等に関する届出)

- 第27条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下、「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、様式第14による産業財産権等取得等届出書を、遅延なく事務局に届け出なければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第28条 補助事業者は、別紙2記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この規程は、令和4年 8月 4日から施行する。

交付規程第2条第2項に規定する「中小企業者等」は、以下のとおりとする。ただし、資本金又は出資金の合計額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等又は、交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等のいずれかに該当する者はこの限りでない。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はその連携体
- (2) (1) に該当する者のほか、次の(イ) から(ニ) までのいずれかに該当する特定事業者又はその連携体
  - (イ) 製造業その他の業種（(ロ) から(ニ) までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者であって、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人
  - (ロ) 卸売業に属する事業を主たる事業として営む者であって、常時使用する従業員の数が400人以下の会社及び個人
  - (ハ) サービス業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む者であって、常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
  - (ニ) ソフトウェア業、情報処理サービス業又は旅館業に属する事業を主たる事業として営む者であって、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人
- (3) 商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会
- (4) 都道府県中小企業団体中央会
- (5) 企業組合又は協業組合
- (6) 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
- (7) 商工組合又は商工組合連合会
- (8) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人
- (9) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- (10) 森林組合又は森林組合連合会
- (11) 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (12) 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会
- (13) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(1) 又は(2) に該当するもの
- (14) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(1) 又は(2) に該当するもの
- (15) 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(1)、(2) 又は(5) に該当するもの
- (16) (5) から(15) に該当する者以外の、法律に規定する組合又は組合連合会であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
- (17) 一般社団法人であって、その社員総会における議決権の2分の1以上を(1) 又は(2) に該当する者が有しているもの、又は一般財団法人であって、設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が(1) 又は(2) に該当する者により拠出されているものであり、それぞれ地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
- (18) 特定非営利活動法人であって、その社員総会における表決権の2分の1以上を(1) 又は(2) に該当する者が有しているものであり、本事業の実施主体として適当と認められるもの
- (19) (1) 又は(2) に該当する者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体又は特別の法律によって設立された組合若しくはその連

合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である団体を含む。) 以外の会社による出資の額の合計額が資本金又は出資金の合計額の3分の1未満であり(独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行う場合にあつては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において(1)又は(2)に該当する者以外の会社による出資の額の合計額が資本金又は出資金の合計額の3分の1未満となることが確実と認められるものを含む。)、かつ、国、国に準ずる機関又は都道府県等が資本金又は出資金の合計額の3分の1以上を出資又は拠出を行っている第三セクター

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のデジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金の交付を受ける者として不適当な者のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 別表

## 補助対象経費

補助対象経費		補助率	上限額/下限額
経費区分	内容		
事業費	謝金、旅費、通訳・翻訳費、通信運搬費、広報費、マーケティング調査費、産業財産権等取得等費、設計デザイン費、委託・外注費	2/3以内	I. デジタルツール活用型（※1） 上限額:500万円/件 下限額:200万円/件 ※複数者による連携体での共同申請の場合は、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大10社で5,000万円  II. 海外で活躍するトップクリエイター活用型（※2） 上限額:500万円/件 下限額:200万円/件 ※複数者による連携体での共同申請の場合は、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大10社で5,000万円

## （※1）デジタルツール活用型

優れたコンセプト等を有する中小企業者等の商品について、類似製品との差別化を図るためのブランドの構築と、ブランドの魅力を効果的に発信する取り組みを支援。

## （※2）海外で活躍するトップクリエイター活用型

優れたコンセプト等を保有する中小企業者等の商品について、既に海外で活躍するトップクリエイターと海外展開のノウハウ等を有するコーディネーターを活用して、産品全体をその世界観でコーディネートし、効果的に海外に発信する取り組みを支援。

(様式第1)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所：  
名 称：  
代表者：  
※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付申請書

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の概要
3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額  
(1) 補助事業に要する経費 円  
(2) 補助対象経費 円  
(3) 補助金交付申請額 円
4. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分  
補助事業計画書のとおり
5. 補助事業の開始及び完了予定日  
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(注1) 申請書には、事務局が指定する書類(事業計画書等)を添付してください。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記してください。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額

(注3) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第2)

番 号  
年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て  
※共同申請の場合は連名

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のありました上記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあったデジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）の記載のとおりとします。  
補助事業者名 : (以下、補助事業者という。)  
補助事業の名称 :
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。  
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。  
補助事業に要する経費 金 円  
補助対象経費 金 円  
補助金の額 金 円
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. 補助事業者は、交付規程で定めるところに従うほか、補助事業の実施に当たっては、事務局の指示に従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いいたします。

- (1) 交付規程第22条第1項の規定による交付決定の取消し、同条第2項の規定による補助金等の返還又は同条第3項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

責任者：

担当者：

電 話：

(注1) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第3-1)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所  
名 称  
代表者  
※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金に係る補助事業の変更承認申請書

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程第12条第1項の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

#### 記

1. 補助事業の名称
2. 変更の内容
3. 変更を必要とする理由
4. 変更が補助事業に及ぼす影響
5. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額
6. 同上の算出基礎

(注1) 経費の変更が生じる場合は、別紙を添付してください。

(注2) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第3-1の別紙)

補助事業変更明細書

(単位：円)

経費 区分	補助事業に 要する経費		補助対象経費		補助金申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計							

(注1) 各区分欄については、補助金交付申請書の記載事項に準じて記載してください。

(注2) 経費の増減について、補助対象経費欄に積算内訳を記入してください。(別紙を用いても差し支えありません。)

(様式第3-2)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所  
名 称  
代表者  
※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金に係る補助事業の承継の承認申請書

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程第12条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

#### 記

1. 承継する補助事業の名称
2. 承継の内容
3. 承継者の名称、代表者及び住所
4. 承継後の事業実施体制、内容等で変更した事項
5. 承継の理由

#### <添付書類>

- (1) 承継に関する当事者の契約書案の写し
- (2) 承継者の経歴及び状況を示す事業概要書
- (3) 承継者の誓約書(別紙)
- (4) 承継者の役員等名簿(法人の場合)
- (5) 承継者の決算関係書類(直近2年分)
- (6) 承継者の登記事項証明書
- (7) 承継者が現在実施している補助事業等に関する書類(事業名、実施期間、事業内容等)

(注1) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(注2) 添付書類(1)～(7)の他、事務局が必要と認めた書類の提出を求める場合があります。

(注3) 補助事業者同士で事業承継する場合、一つの事業しか実施できませんのでご注意ください。

(様式第3-2の別紙)

誓約書

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

承継者 住 所  
名 称  
代表者

※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付に係る補助事業の承継に関し、(氏名)が株式会社ジェイアール東日本企画に対して有する一切の権利義務を当該補助事業の承認のあった日において承継するとともに、当該補助事業を責任をもって続行し、その事業成果の活用に努めることを誓約します。

また、デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程別紙2に定める「デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

補助事業の名称：

(注) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第3-3)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所  
名 称  
代表者

※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）  
承認申請書

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程第12条1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）する補助事業名
2. 中止（廃止）する理由
3. 中止の期間（廃止の時期）

(注) 本様式は、日本工業規格A4判としてください。

(様式第4)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所  
名 称  
代表者

※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれること又は補助事業の遂行が困難になったことに伴い、補助事業が遅延することとなった経緯及び今後の事業遂行にかかる見通しについて、デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施補助事業名
2. 補助事業の進捗状況
3. 同上に要した経費
4. 補助事業遅延等の内容及び原因
5. 補助事業遅延等に対する措置
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

(注1) 補助事業遅延等の理由を立証する書類を添付してください。

(注2) 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入してください。

(注3) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第5)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所  
名 称  
代表者

※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の遂行状況（※補助事業の準備進捗状況等の具体的内容を記載）
3. 補助対象経費の使用状況

(注) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第 6)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所  
名 称  
代表者

※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金に係る補助事業実績報告書

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程第 17 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおりその実績を報告します。

(注 1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記してください。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

(注 2) 当該年度に財産を取得しているときは、上記補助金交付規程第 23 条第 3 項の規定に基づき、様式第 11 による取得財産等管理明細書を添付してください。

(注 3) 本様式は、日本産業規格 A 4 判としてください。

(様式第6の別紙1)

## 事業報告書

### 1. 補助事業者の概要について

住 所

名 称

代表者氏名及び役職名

※共同申請の場合は連名

### 2. 事業期間について

開始 令和 年 月 日

終了 令和 年 月 日

### 3. 事業の実施状況について

- ① 補助事業の名称
- ② 事業内容（具体的に事業展開を記載）
- ③ 事業成果（事業において得られた成果、実施地域にもたらす効果等）
- ④ 事業実施体制（専門家等の活用状況、参画事業者の参画状況、外部委託した場合は、その委託先、委託契約日、委託期間、委託の具体的内容を記載）

(注1) 事業ごとに一葉作成してください。

(注2) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第 6 の別紙 2)

収支決算表

(1) 収入

(単位：円)

	計画額	実績額	資金の調達先
自己資金 (内訳を記載)			
補助金の額			
合計			

(2) 支出

(イ) 総括表

(単位：円)

経費 区分	補助事業に 要した経費		補助対象経費		補助金の額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付 決定額	実績額
事業費						
合計						

(ロ) 経費の内訳 (実績の内訳を記載)

(注 1) 補助金の額の実績額は、補助対象経費の経費区分ごとの実績額に補助率を乗じて得た額と交付決定額のいずれか低い額とします。

(注 2) 収入の合計と支出 (補助事業に要した経費) の合計は一致させてください。ただし、収入の額が確定していない場合は見込みを記載してください。

(注 3) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第 2 3 条第 3 項の規定に基づき、様式第 1 1 による取得財産等管理明細書を添付してください。

(注 4) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記してください。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(注 5) 本様式は、日本産業規格 A 4 判としてください。

別 添

〈評価事項〉

1. 目標の達成度

評価

- ① 目標に照らして妥当な成果が得られたか。
- ② 事後評価時点から判断して、目標設定は妥当であったか。
- ③ 課題の把握はできたか。

(コメント)

--

2. 事業計画の達成度

評価

- ① 目標を達成するために採った手段は妥当であったか。
- ② 代替手段との比較を行う等、根拠を明らかにした上で手段を選択できていたか。

- ③ 事後評価時点から判断して、事業計画は妥当であったか。

(コメント)

--

3. 事業の実施体制の妥当性

評価

- ① 補助事業実施者間の意思統一が図られていたか。
- ② 事業の実施体制・組織は効率的となっていたか。
- ③ 事業の結果が、実施体制・組織の改善にフィードバックされる仕組みとなっていたか。

(コメント)

--

4. 資金配分の妥当性

評価

- ① 配分した資金に見合った成果が生じたか、期待できるか。
- ② より少ない資金で必要な効果が得られるよう努めたか。
- ③ 資金の過不足はなかったか。

(コメント)

--

5. 将来的な事業効果

評価

- ① 次年度以降の事業計画につながる成果が得られたか。
- ② 地域中小企業の海外販路の拡大につながったか。

(コメント)

--

(注1) 各評価事項について、コメント欄に実施した事項等を含め具体的に記載した上で、評価欄に該当する区分を記載してください。

(「A」・・・評価できる 「B」・・・多少評価できる 「C」・・・評価できない)

(様式第7-1)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所  
名 称  
代表者

※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金概算払請求書

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金概算払請求額 円
3. 請求額の算出内訳  
補助金交付決定額 円  
概算払受領済額 円  
今回請求額 円  
残 額 円

(注1) 振込先金融機関名、支店名、預貯金の種別、口座番号及び預金の名義を記載してください。

(注2) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第7-2)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所  
名 称  
代表者

※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金精算払請求書

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金精算払請求額 円
3. 請求額算出内訳
  - 補助金交付決定額 円
  - 補助金確定額 円
  - 概算払受領済額 円
  - 今回請求額 円

(注1) 振込先金融機関名、支店名、預貯金の種別、口座番号及び預金の名義を記載してください。

(注2) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第8)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所  
名 称  
代表者

※共同申請の場合は連名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額（交付規程第18条第1項による額の確定額）  
円
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
5. 補助金返還相当額（3. - 2.）  
円

(注1) 別紙として積算の内訳を添付してください。

(注2) 課税事業者の場合であっても、単純に補助金額の10パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではありません。

(注3) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第9)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所  
名 称  
代表者

※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金に係る海外付加価値税還付報告書

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額（交付規程第18条第1項による額の確定額） 円
3. 補助金の確定時における海外付加価値税の額 円
4. 海外付加価値税還付額 円
5. 補助金返還相当額 円

(注) 別紙として積算の内訳等を添付してください。

(様式第10)

取得財産等管理台帳  
取得財産等管理明細書(令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第24条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮き橋及び浮ドック、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第24条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第 11)

取得財産等管理明細表 (令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 第 13 条第 1 号から第 3 号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 24 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第 24 条第 2 項に定める期間を記載すること。

(様式第12)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所  
名 称  
代表者

※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金に係る取得財産の処分承認申請書

上記補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程第24条第3項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 処分する取得財産の品目及び取得年月日
3. 取得価格及び時価 円 (時価 円)
4. 処分の方法 (処分の相手方 (住所、氏名又は名称、使用の目的等) 及び処分予定日
5. 処分の理由

(注) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第13)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所  
名 称  
代表者

※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金に係る事業化状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（令和 年 月 日付け  
第 号をもって変更承認）があった上記の補助事業に関し、令和 年度の事業化状況について、デジ  
タルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程第26条第1項の規定に基づき、別紙のと  
おり報告します。

(様式第13の別紙1)

事業者名：

事業者の種類：【代表補助事業者・参画補助事業者】

	事業開始前	1年目終了時	2年目終了時
①売上高	千円	千円	千円
②売上原価	千円	千円	千円
<b>③売上総利益 ①-②</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>
④販管費	千円	千円	千円
<b>⑤営業利益 ③-④</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>
<b>⑥売上高営業利益率 ⑤/①×100</b>	<b>%</b>	<b>%</b>	<b>%</b>
⑦経常利益	千円	千円	千円
⑧人件費	千円	千円	千円
⑨減価償却費	千円	千円	千円
<b>⑩付加価値額 ⑤+⑧+⑨</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>
⑪従業員数	人	人	人
<b>⑫労働生産性 ⑩/⑪</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>

	3年目終了時	4年目終了時	5年目終了時
①売上高	千円	千円	千円
②売上原価	千円	千円	千円
<b>③売上総利益 ①-②</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>
④販管費	千円	千円	千円
<b>⑤営業利益 ③-④</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>
<b>⑥売上高営業利益率 ⑤/①×100</b>	<b>%</b>	<b>%</b>	<b>%</b>
⑦経常利益	千円	千円	千円
⑧人件費	千円	千円	千円
⑨減価償却費	千円	千円	千円
<b>⑩付加価値額 ⑤+⑧+⑨</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>
⑪従業員数	人	人	人
<b>⑫労働生産性 ⑩/⑪</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>	<b>千円</b>

※ 本様式は補助事業の効果を測定するためのものであり、本事業における事業単位ではなく、事業者単位で記載してください。

※ 参画補助事業者がいる場合は、それぞれの事業者ごとに本様式を作成し、代表補助事業者がまとめて提出してください。

※ 本様式には、全ての事業者の直近の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。

(様式第13の別紙2)

越境ECに係る各年度の成約・販売件数

(件数)

	代表申請者	参画補助事業者			
		ア	イ	ウ	エ
事業開始前	件	件	件	件	件
1年目終了時	件	件	件	件	件
2年目終了時	件	件	件	件	件
3年目終了時	件	件	件	件	件
4年目終了時	件	件	件	件	件
5年目終了時	件	件	件	件	件

越境ECに係る各年度の成約・販売金額

(円)

	代表申請者	参画補助事業者			
		ア	イ	ウ	エ
事業開始前	円	円	円	円	円
1年目終了時	円	円	円	円	円
2年目終了時	円	円	円	円	円
3年目終了時	円	円	円	円	円
4年目終了時	円	円	円	円	円
5年目終了時	円	円	円	円	円

各年度の越境EC売上比率(社の売上全体に対する割合)

(%)

	代表申請者	参画補助事業者			
		ア	イ	ウ	エ
事業開始前	%	%	%	%	%
1年目終了時	%	%	%	%	%
2年目終了時	%	%	%	%	%
3年目終了時	%	%	%	%	%
4年目終了時	%	%	%	%	%
5年目終了時	%	%	%	%	%

※参画補助事業者が4社以上の場合は、表の列を増やし、すべての参画補助事業者について記載してください。

(様式第14)

番 号  
年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画  
代表取締役社長 殿

住 所  
名 称  
代表者

※共同申請の場合は連名

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金に係る産業財産権等取得等届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（令和 年 月 日付け  
第 号をもって変更承認）があった上記補助金に関して、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲  
渡、実施権の設定）をしたので、デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金交付規程第2  
7条の規定に基づき、届け出ます。

#### 記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の概要
3. 産業財産権の種類及び番号
4. 産業財産権の内容
5. 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）

(注) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。